

奈良県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十年八月奈良県告示第二百十四号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域	区域の名称	区域	縦覧場所
桜井市外山（○○一）土石流警戒区	桜井市金屋（○○一）土石流警戒区	桜井市金屋（○○三）土石流警戒区	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
桜井市外山（○○一）土石流警戒区	桜井市金屋（○○四）土石流警戒区	桜井市金屋（○○三）土石流警戒区	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
桜井市三輪（○○一）土石流警戒区	桜井市三輪（○○一）土石流警戒区	桜井市三輪（○○一）土石流警戒区	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
おり 次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	おり 次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	おり 次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。

域 桜井市黒崎 (○○五) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市黒崎 (○○六) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市黒崎 (○○七) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市黒崎 (○○八) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市穴師 (○○一) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市穴師 (○○二) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市穴師 (○○三) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市穴師 (○○四) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市穴師 (○○五) 土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課